

区民の声の公表（令和5年1月受付分）

| 件名                                 | 区民の声(要旨)   | 区の回答(対応・考え方)   | 所管課                | 連絡先<br>(電話、FAX)                           | 受付日       | 関連情報 |
|------------------------------------|--|--|--------------------|---|-----------|------|
| ベビーシッター事業                          | ベビーシッター事業について、在宅勤務での病児保育のみなど制限付きで良いので補助をしてほしい。<br>病児保育時のサポートがほぼない。病児保育はほとんど入れないし、保育園はもちろん預かってもらえない。仕事も夫と交代で休んだりはあるが、サポートがあるとありがたいです。   | 区では、集団保育による保育の質を確保するという方針にもとづき、待機児童の解消を目指してきた経緯やベビーシッター事業は、その密室性や、保育者が一人で保育に当たり、その保育者も固定化されていないため、保育の質を確保することが難しいことからベビーシッター利用に関する補助事業は実施しておりません。  | 保育部<br>保育認定・調整課    | 電話<br>03-5432-2313<br>FAX<br>03-5432-3018 | 令和5年1月4日  |      |
| 手続等のオンライン化について                     | 区への問い合わせや、各種イベントへの申し込みなどは、どうして未だに電話とファックスなんですか。返信が必要な場合には、往復はがきでの手続きも残っていると聞きました。なぜ、メールやWEBサイトに対応しないのでしょうか。それによって、区の職員の仕事も効率化され、2割くらいの人をもっと前向きな仕事にアサインできるのではないのでしょうか。<br>デジタル後進国どころかデジタル敗戦国と言われています。世田谷区がモデル自治体になることを期待しています。  | 区では、これまで、区民サービスの利便性向上として、イベントの申し込みや職員募集などの電子申請のほか、施設予約でのけやきネットシステムや、粗大ごみ受付システム、住民票のコンビニ交付などのオンライン受付などを進めてまいりました。特に新型コロナウイルスの流行のなかでのさらなるオンライン化ニーズの高まりを受けて、電子申請については、令和3年度は前年度と比較して、電子手続きの数が140件から355件、受付件数が約2万4千件から約13万3千件と大きく伸びており、令和4年度もそれを上回る件数となっております。ご指摘のとおり、まだ、オンライン化されていない手続きもあることから、今後関係所管課とともに取り組みを進めてまいります。<br>なお、区へのオンラインによるお問い合わせに関しましては、お問い合わせセンター「せたがやコール」にてお問い合わせフォームによる受付を行っております。   | DX推進担当部<br>DX推進担当課 | 電話<br>03-3439-1511<br>FAX<br>03-3439-2541 | 令和5年1月4日  |      |
| 三軒茶屋の歩道(世田谷通り)キャロットから駅への通路について     | 前から思っていたのですが、三軒茶屋の歩道・駅の通路など滑って危ないのです。他の街ではありえない駅付近のタイルなどなぜ色々な方が歩く通路があれだけ滑りやすく、これだけ多くの方が利用している通路の改善がされないのかお聞きしたく連絡をしました。<br>電車通勤しておりますが、他ではこのような滑るタイルを使用している駅など見たことがありません。ぜひ検討して改善をお願いしたいと思います。   | キャロットタワーから三軒茶屋駅の地下通路のタイルにつきましては、過去に滑り易いとのこと意見もあったことから、滑り止めシールの設置や定期的に滑り止め用コーティング材の塗布を実施しており、来年度も早い時期に塗布を予定しています。<br>当該箇所の対応につきましては、改めて滑り止め用コーティング材の種類、効果、塗布頻度等の検討を進めてまいります。  | 土木部<br>工事第一課       | 電話<br>03-6432-7971<br>FAX<br>03-6432-7997 | 令和5年1月11日 |      |
| 不登校生徒本人と保護者に向けた情報発信とコンタクトの仕方について   | 区の中心部で開催されている「不登校保護者のつどい」には、私と同じ地区の学校で不登校について悩んでいる知人の保護者の参加がほとんどありませんでした。電車を乗り換えて向かうのは心労があるようです。<br>残念ながら、やはり不登校の生徒を抱えた保護者は外に出ていく気力もなかなか整わず、外出先で子どもと同じ年頃の元気な児童生徒を見て落ち込んでしまう人も少なからずいます。それでも、近場で不登校保護者の懇談会を自主的に開催すると、ご自身の体調やお子さんの状況がよいときに来てくれる方が多いです。<br>私は、各地区に小規模・頻回で集まる機会があればいいのに…と思います。<br>区の健康づくり課が、思春期の子どもも対象に相談窓口を設けているようです。これは教育委員会の教育相談・支援課の教育相談室がしている個別相談と内容・対象がかぶっているように思います。<br>どちらかでもいいので、小人数の懇談会を定期的に各地区で企画してもらえたらどうかと思っています。<br>精神科医・カウンセラーや相談員ではなく、「体験者」のたどった道や進路、どのように接したら変わっていったのか、などの情報が私の安心材料になりました。<br>どうか、各地区で頻回に不登校保護者の会を開催し、その周知を学校でも広げてください。お願いします。 | 不登校保護者のつどいは、不登校のお子さんを持つ保護者の方々がお互いに不安や悩みを語り合ったり、情報交換を行ったりすることを通じて、不安を軽減することを目的としており、各地域より多くの保護者の方にご参加いただいています。<br>こうした状況も踏まえ、区では、昨年度より、区内5地域で保護者のつどいを開催し、保護者の方がより参加しやすい環境整備に取り組んでいます。<br>一方で、不登校の児童・生徒数が増えている中、地域での保護者同士のつながりや情報交換の場のさらなる充実が求められています。<br>今後、各地域からの参加状況やアンケートの結果を分析し、次年度における地域開催の充実に向けた検討を行っていくとともに、保護者の方が求める情報等を提供できるよう、その実施内容や周知方法等についても検討していきます。  | 教育政策部<br>教育相談・支援課  | 電話<br>03-6453-1511<br>FAX<br>03-6453-1534 | 令和5年1月16日 |      |
| 飲食店前での喫煙について                       | 区内全面禁煙化はとても良い事です。三軒茶屋駅周辺は飲食店が多く最近では店の前に灰皿をおく店が増え通行人への健康被害が以前より増えていると思います。健康被害は、葉タバコ・加熱式タバコも同様です。周辺への煙による被害は10数メートル及びます。区内は定められた場所以外は禁煙となっている事の周知徹底、飲食店への指導など検討をお願いします。   | 区では、屋外の公共の場所等での環境美化及び迷惑防止のため、「世田谷区たばこルール」を定め、区内全域の道路、公園は喫煙禁止としています。<br>また、たばこルールの実施にあたり、環境美化指導員による巡回や電柱巻看板の設置、路面標示シートの設置、区のおしらせ等による情報発信、地域の自治会・町会と協力したキャンペーンの実施などに取り組んでいます。<br>たばこルールの周知に取り組むとともに、環境美化指導員による巡回を実施し、路上喫煙が確認された場合には指導を行います。  | 環境政策部<br>環境保全課     | 電話<br>03-6432-7137<br>FAX<br>03-6432-7981 | 令和5年1月18日 |      |
| 視覚障害者向けの粗大ごみ申込用紙が必要ではないか           | 「粗大ごみ申込用紙」は記入欄が多くそれぞれの欄も細く小さな字で入力しなければならないのと、文字も小さく読みづらい部分がある。視覚障害者、特に弱視の方は利用が難しい(しづらい)ものである。実際施設で生活している弱視の方はこの申込用紙を読むことができます、自身が書く文字も大きいため記入できない状態にあります。そのため、弱視に対応した拡大版の申し込み用紙も準備するべきではないか。実際、粗大ごみ受付センターに「拡大版はないか」問い合わせたが、ないとの回答だった。施設で生活していたり家族と生活している方ならサポートを受けられるかもしれないが、単独で生活している場合は、自分でも申し込めるように環境を整備すべきではないか。   | 当区での粗大ごみの申し込みに際して使用いただいている「粗大ごみ申込用紙」について、ご指摘のとおり、文字が小さく、記入項目も多いことが原因で、ご不便をおかけし大変申し訳ありません。そして、問い合わせに対して、「申込用紙の拡大版はない」と対応した粗大ごみ受付センターの対応も配慮に欠けていたことも重ねてお詫びします。今回のご指摘を踏まえ、様式を改定するとともに、必要に応じて拡大版を使用するなど、あらゆる人が粗大ごみの申し込みを利用できる環境を整備していきます。  | 清掃・リサイクル部<br>事業課   | 電話<br>03-6304-3297<br>FAX<br>03-6304-3341 | 令和5年1月19日 |      |
| 洗剤等詰め替え用バックの回収BOXを世田谷区に設置をお願いしたいです | エネルギー不足で生活用品にも影響がでるであろうというニュースをきっかけに、洗剤の詰め替えバックを取っておくようになりました。<br>他区では回収BOXを設置しているところがあります。世田谷区でも、設置をお願いしたいです。   | 現在、区では、一部のプラスチックを除いて、洗剤等の詰め替え容器については可燃ごみとして収集し、清掃工場で焼却・熱回収したうえで、発電や温水プール等に有効利用しています。<br>また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行により、環境に配慮した持続可能な循環型社会の実現を目指す世田谷区においても、プラスチックの資源循環に向けた社会的要請は日々高まっているものと考えております。<br>こうした状況のなかで、区といたしましても詰め替え容器のボックス回収を行っているメーカーなどに対して実施体制や要する経費等に関して、広く情報収集を行っている段階です。<br>現在、区では今後のプラスチックの資源循環について、国や都の支援策の動向及び他自治体の取り組みを注視するとともに、清掃・リサイクル審議会等を通じて十分な検討を行い、世田谷区としての方針・対応を今後決定していく次第です。<br>今後とも区民の皆様信頼される資源回収を目指してまいります。 | 清掃・リサイクル部<br>事業課   | 電話<br>03-6304-3267<br>FAX<br>03-6304-3341 | 令和5年1月20日 |      |

|   |  |  |                              |   |                  |  |
|---|--|--|------------------------------|---|------------------|--|
| <p><b>区の特定期検診におけるPSA検査の費用補助</b></p>                         | <p>区の特定期検診において、区の補助を受けてのPSA(前立腺がんマーカー)検査は生涯に一度きりとなっています。何故なのでしょう。こんな重要な検査に対しては、毎年補助をお願いします。他区では、毎年補助を受けられるところもあります。</p>  | <p>前立腺がん検診は、国が指針に定めるがん検診には含まれておりませんが、近年、前立腺がんによる死亡者数が増加していることもあり、正しい知識の普及と啓発を図り、早期発見・早期治療に結びつける目的で、区では独自の検診として実施しております。ただし、自主的な検診受診を促す啓発の意味も含めて実施しているため、区の検診としては生涯に1度とさせていただきます。</p>   | <p>世田谷保健所健康企画課</p>           | <p>電話<br/>03-5432-2447<br/>FAX<br/>03-5432-3022</p> | <p>令和5年1月23日</p> |  |
| <p><b>多子軽減制度に関する制度の保育園と幼稚園との相違について</b></p>                  | <p>働く3児の母です。3人の子供のうちの2人を保育園から幼稚園に変更する予定で色々調べていました。幼稚園の場合の副食費に関する第3子の補助金ですが、第1子が小学生3年になるまで、という時間的制約の趣旨は何でしょうか。<br/><a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/004/002/d00007377.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kodomo/004/002/d00007377.html</a><br/>例えば、保育園の多子軽減制度については、第1子が大学生であっても適用となるはずですが。<br/><a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/006/001/004/d00149429.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/006/001/004/d00149429.html</a><br/>両制度の趣旨はいずれも多子世帯の負担軽減かと思いますが、幼稚園の場合だけ第1子の年齢に制約が存在している合理的な理由をご教示ください。第1子が何歳であろうと、経済的負担が変わらないから保育園の多子軽減制度は丁寧に年齢の記載があるのだと思います。補助金自体の存在はとても助かっていますが、首尾一貫した、均衡の取れた不平等感の少ない補助制度をお願いできると助かります。</p> | <p>私立幼稚園の副食費に関する第3子の補助金について、第1子の対象範囲を「小学3年生以下」とする理由ですが、多子の算定基準は国の基準によるものです。国が定めている「実費徴収に係る補足給付事業実施要綱」において、年収360万円相当以上の世帯では、多子の算定対象の範囲を「小学校第3学年修了前」までとしているためです。一方、保育園においてご負担いただいている費用は「保育料」と「給食費」があり、0～2歳児クラスの給食費は「保育料」に含まれています。国及び東京都の制度により、「保育料」の多子軽減制度では、第1子に年齢制限はなく、大学生であっても適用となりますが、「給食費(副食費を含む)」については、「小学校就学前」までの範囲が算定対象となります。<br/><a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/006/001/002/d00005744.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/006/001/002/d00005744.html</a><br/>保育料等の補助金や負担軽減制度等については、利用する施設等の種類に応じて基準等が異なりますが、区としましては、基本的に国や東京都の基準等に基づき業務を遂行しています。</p>  | <p>子ども・若者部<br/>子ども・若者支援課</p> | <p>電話<br/>03-5432-2066<br/>FAX<br/>03-5432-3016</p> | <p>令和5年1月24日</p> |  |
| <p><b>生ごみ処理機に対する助成金につきまして</b></p>                           | <p>現在、生ごみ処理機の購入を検討していますが、高価なので迷っています。世田谷区では生ごみ処理機の購入に助成金が出ないようですが、今後出るようになる可能性はありますか。</p>  | <p>区では、生ごみ処理機の助成を過去実施していましたが、申請者数の大幅減に伴い平成24年度で終了しました。代わりに生ごみの減量講習会や生ごみ堆肥を活用した野菜作り講習会を定期的に実施し、生ごみ減量の重要性について啓発を行っています。生ごみ処理機購入助成金の再導入については、生ごみの水切りや堆肥化などに関する区民へのアンケート調査を行うとともに、他の自治体の利用状況等も見ながら、より効果的な施策を検討していきたいと考えています。</p>   | <p>清掃・リサイクル部<br/>事業課</p>     | <p>電話<br/>03-6304-3253<br/>FAX<br/>03-6304-3341</p> | <p>令和5年1月24日</p> |  |
| <p><b>砧総合支所前スクランブル交差点利用について</b></p>                         | <p>砧総合支所前スクランブル交差点の、歩行者、及び自転車の利用ルールをはっきりと指示していただきたい。本来、自転車は歩行者信号では降りて渡るものと思われませんが、ほとんどの利用者が乗車しています。高齢者など(私の母も含め)接触事故になりかねません。とても怖がっています。つきまして歩行者、自転車利用の徹底をご指示いただきたく意見を提出いたします。よろしくをお願いします。</p>   | <p>最初に、横断歩道について説明をさせていただきます。砧総合支所前の交差点は、スクランブル交差点ではなく、歩車分離式の交差点となります。そのため、歩行者はこの交差点を斜めに横断してはいけません。信号機に従い、横断歩道のある所を渡っていただくことが基本ルールとなります。次に、歩道ならびに横断歩道での自転車のルールについてご説明いたします。自転車では歩道や横断歩道を通行する際は、以下の交通ルールを守らなければなりません。1. 通行時は歩行者優先で、歩行者が通行する際は一時停止をする。2. いつでも止まれる徐行での運転を行い、歩道の車道寄りを通る。砧総合支所前の横断歩道に限らず、自転車で歩道を通行する際は上記を守り、歩行者の往来を妨げないよう配慮しなければなりません。しかしながら、自転車が歩行者に配慮しない危険な走行をしている状況も見受けられます。自転車は手軽で便利な乗り物ですが、ルールやマナーを知らずに運転している人や、歩行者の仲間と思って運転している人も多くいる状況があります。こうしたことから、区では、交通安全教室の実施・自転車安全利用講習の実施・広報媒体により自転車の走行ルールの遵守を呼びかけるなど、交通安全啓発に引き続き取り組んでまいります。あわせて、今回いただきましたご意見は所轄警察署にも情報提供いたします。今後も引き続き、関係団体と連携・協力して交通安全に努めてまいります。</p>                         | <p>土木部<br/>交通安全自転車課</p>      | <p>電話<br/>03-6432-7966<br/>FAX<br/>03-6432-7996</p> | <p>令和5年1月25日</p> |  |
| <p><b>北烏山1丁目付近に街バスをお願いしたい</b></p>                           | <p>北烏山一丁目付近は高齢の方が多く、移動手段が自転車か車しかありません。車は免許を返納している方が多く、自転車に乗られている方が多いですが、万が一を考えると心配です。有料でも良いので、千歳烏山駅までの周回のコミュニティバスの運行を考えて頂けないでしょうか。子供も多地域なのですが、自転車では危険です。バスがあれば活性化にも繋がりますし、何より安全です。</p>   | <p>区では、南北公共交通の強化や公共交通不便地域の解消、高齢社会における移動利便性の向上は重要な課題と認識しており、これまでに都市計画道路の整備などに合わせ、10路線のコミュニティバスの導入に取り組んでまいりました。現在、公共交通不便地域対策として、地域の方々や協働し、ワゴンタイプの車両を使用した新たな公共交通の導入検討を進めているところです。そのファーストステップとして、検討が先行している砧モデル地区(小田急線祖師ヶ谷大蔵駅南側)において、令和5年度に実証運行を開始する予定です。北烏山地域においては、幅の狭い道路が多く、小型バスであっても安全に通行可能なルートを設定することが困難な状況にあります。加えて、区内の路線バスはすべてバス事業者の自主運行であり、新たなバス路線の導入や増便には、事業採算性の確保に加え、慢性的なバス運転手不足等の課題もあります。地域の交通を取り巻く環境は、コロナ禍以前から年々厳しさを増してきており、持続可能な地域の足を確保していくためには、従来型の「路線バス」「コミュニティバス」といった概念にとどまらず、都市部であっても地域の方々が主体的に関与し、公共交通を支えていくことが必要です。このような事情を伺ってご賢察のうえ、北烏山一丁目地域から千歳烏山駅へ路線バスで移動される場合には、数百メートルを歩く必要がありますが、「烏山北住宅入口」等のバス停留所から関東バスの烏01系統の利用などもご検討をお願いします。</p> | <p>道路・交通計画部<br/>交通政策課</p>    | <p>電話<br/>03-6432-7945<br/>FAX<br/>03-6432-7991</p> | <p>令和5年1月25日</p> |  |
| <p><b>第三子、保育園に入れませんでした。三人産んで働く母を世田谷区は応援していただけないのですか</b></p> | <p>20年以上世田谷区に住んでいます。待機児童ゼロのニュースにも接し、2021年に第三子を出産しました。そして、復帰予定の今春、1歳児クラス全てに落ちたと只今連絡がきました。三人産んで、復帰する母にする対応ですか。待機児童ゼロのニュース、区長さんのTwitterで先日も発信されていますが、私の存在を否定される思いがして、傷つきました。入れない人がいる現実の中、なぜそんな配慮もない発信をするのでしょうか。以前も、第三子への配慮や助成改善をごちらに連絡いたしましたが、何のアクションもありません。保育園は、見学を断られた施設、保育園反対の看板が隣家に設置された施設以外は記入し、三駅先まで記入いたしました。第三子を出産して尚働こうとする母を助けてください。世田谷区では、安心して三人産めませんよ。指数のやり方が間違っていないですか。広報活動は間違えていませんか。誰一人取り残さない、施策になっていますか。社会は働く世代と次世代が支えているんです。迅速な対応を希望します。</p>   | <p>区では令和5年4月入園に向け、認可保育施設の新規開設により、定員の調整を進めてきましたが、今年度も非常に多くのお申込みがあり、4月入園一次選考において、多くの区民の皆さまの保育施設への入所を叶えることができませんでした。お子さんが多くいるご家庭は、一人っ子のご家庭に比べ、子育ての時間や労力を要するため、世田谷区の入園選考においては、きょうだいの加点を設けております。しかし一方で、一人っ子のご家庭からは「きょうだいの有無で指数が変わるのは不公平である」とのご意見もあり、申込児のきょうだいが認可保育施設に在園中または同時申込みの場合のみに限定して加点しています。世田谷区としても、各ご家庭の状況を全て指数に反映できることが望ましいと考えていますが、一方で、入園選考には公平性と客観性を確保する必要があるため、現在、全てのご家庭の状況を一律に「規則で定めている指数」に置き換えて選考しています。選考方法については、保護者間でも立場の違いから様々なご意見があり、見直しを図ることで多大な影響を及ぼすことから、区民の皆様の声や社会情勢の変化により、検討していくこととしています。今回いただいたご意見を含め、引き続き検討を重ねていきます。</p>  | <p>保育部<br/>保育認定・調整課</p>      | <p>電話<br/>03-5432-1200<br/>FAX<br/>03-5432-1506</p> | <p>令和5年1月26日</p> |  |

|                 |   |  |                 |   |           |  |
|-----------------|---|--|-----------------|---|-----------|--|
| <b>動物保護について</b> | <p>動物保護の件ですが、近所には野良猫がたくさんいます。友達が10年以上も世話をしていますが、近所の人から文句を言われ自分の庭でみてやれなくなり、本当に切ない思いをして泣いています。</p> <p>私も動物が好きで飼ってきましたが、高齢者なので、それもできなくなりました。外国ではペットの売買は出来ないところが多いのに、日本はたくさんあり、見ると可哀想になります。先日9才の男の子が新聞で「ペットは物ではない。売買はやめてほしい」子どもでもそう思っているのです。どうか世田谷区は動物にやさしい区にしてください。お願いします。</p> | <p>区では、地域住民、ボランティア、区役所・保健所等が力を合わせて、これ以上飼い主のいない猫（野良猫）を増やさないようにすることで、飼い主のいない猫を原因とする地域のトラブルの解決をめざす「地域ねこ活動」という取り組みを進めています。そのため、飼い主のいない猫を増やさないための不妊・去勢手術費用の助成や、区民からの相談体制を整えるとともに、区民の方々に「地域ねこ活動」の考え方や実践方法を知ってもらうため、年2回の地域猫セミナーの開催、「地域ねこ活動」に関するチラシの配布なども行っております。</p> <p>「地域ねこ活動」についてお知りになりたい場合や、個別に区民の方へ説明が必要な際は、保健所からお話することもできますので、下記担当までご連絡をお願いします。</p> <p>また、ペットの販売等、動物取扱業の登録は東京都が担当しておりますが、区としても不適切な取扱を行う事業者などの通報があった場合には東京都へ情報提供するなど連携して対応してまいります。なお、動物取扱業に関する東京都の担当は東京都動物愛護相談センターとなります。</p> | 世田谷保健所<br>生活保健課 | 電話<br>03-5432-2908<br>FAX<br>03-5432-3054 | 令和5年1月31日 |  |
|-----------------|---|--|-----------------|---|-----------|--|